

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令の一部改正について

１．改正の趣旨

- (１) 政府は、駐留軍等労働者がアメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小、予算の削減、業務の消滅等に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合、離職後の生活の安定に資するとともに、我が国の国際的義務履行に協力した労をねぎらうため、離職理由等及び在職期間に応じて、当該離職者又はその遺族等に対し、特別給付金を支給することとしている。

今回の改正は、特別給付金の額を現下の適正価格とするため、見直すものである。

- (２) 見直し率については、従来から、前年度の国家公務員のベースアップ率に準ずるものとしてきたが、平成１１年以降については人事院勧告の改定率が小幅だったことを理由として、平成１０年から据え置いているため、平成１１年以降のベースアップ率も勘案し、△３．１６％とするものである。

２．改正の内容

区 分	改 正 案	現 行	離 職 理 由 等
第１表	119,000 円から 1,793,000 円まで	123,000 円から 1,852,000 円まで	合衆国軍隊の撤退等（人員整理、人員整理に準ずる希望退職、業務上の傷病）、業務上死亡
第２表	107,000 円から 1,045,000 円まで	111,000 円から 1,079,000 円まで	定年による退職の日以後再雇用された者で合衆国軍隊の撤退等（業務上の傷病を除く。）、５９歳に達したことを理由とする解雇

３．施行期日等

この政令は、公布の日から施行し、この政令の施行の日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金の額については、なお従前の例による。